様式１

整理番号	健康－法申－65

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 （電話番号）	健康局保健所管理課審査・給付グループ (06-6647-0713)
処分担当名	同上
処分の名称	公害健康被害者の認定の更新申請
概　要	被認定者は、指定疾病の有効期間の満了前に治る見込みのないときは、認定更新を受けることができます。認定の更新は、認定の更新を受けようとする者の申請に基づき、都道府県知事等（大阪市）が公害健康被害認定審査会の意見をきいて行います。認定更新が行われたときは、都道府県知事等から公害医療手帳が再度交付されます。
根拠法令等 及び条項	公害健康被害の補償等に関する法律第８条第２項 公害健康被害の補償等に関する法律施行規則第８条 公害健康被害補償法に基づくぜん息性気管支炎の認定について（昭和55年５月20日環保業第331号） 公害健康被害の補償等に関する法律に係る処理基準について（平成13年５月24日環保企第587号）
審査基準	第８条　前条第１項又は第２項の規定により有効期間が定められた被認定者の当該認定に係る指定疾病が有効期間の満了前になおる見込みがないときは、当該被認定者は、都道府県知事に対し、認定の更新を申請することができる。 ２　都道府県知事は、前項の規定による申請があつた場合において、公害健康被害認定審査会の意見をきき当該指定疾病が有効期間の満了後においても継続すると認めるときは、当該指定疾病に係る認定を更新する。
標準処理期間	３か月
経由日数	２日
提出先	お住まいの区の保健福祉センター保健業務担当
提出時期	有効期間満了する日の属する月の３か月前から期間満了日まで
提出方法	・認定更新申請書(様式第５号) ・診断書(認定更新用：様式第31号) ・医学的検査報告書(様式第34号) ・レントゲンフィルム、心電図等 をお住まいの区の保健福祉センター保健業務担当へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	お住まいの区の保健福祉センター保健業務担当
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000018210.html
備　考	